

湖南省新型コロナウイルス感染症基本的対応方針（第8版）

令和2年5月28日

湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和元年11月頃から、中華人民共和国の武漢市を中心に流行しはじめた新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）は、令和2年に入って世界的に流行（パンデミック）を引き起こすに至った。

わが国においても、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、東京をはじめとして都市部を中心に感染者が急増、感染経路が不明な感染者も増加したことから、令和2年4月7日には、政府対策本部長である内閣総理大臣により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下、「緊急事態宣言」という。）がされた。緊急事態宣言の期間は5月6日まで、対象となる区域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県とされた。

また、4月16日には全国の感染者数が9,000人を超え、7都府県以外の北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府では患者の累積報告数が100人以上となり、感染拡大に伴う倍加時間の短期化が認められるとともに、これら以外の道府県においても都市部からの人の移動によるとみられる感染者の集団（クラスター）などによる感染拡大の傾向がみられること、大型連休期間中の人の移動を最小化するための対応をとることが急務であることから、緊急事態措置の対象区域を全国の都道府県に拡大し、期間は5月6日までとされた。

さらに5月4日には、全国の新規感染者数が高水準で、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、新規感染者数を減少させる取り組みを継続させる必要があるほか、医療提供体制への負担を低減させるため、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長した。

その後、クルーズ船を除く感染者数は1万6100人ほどとなったが、国民、医療従事者や保健所職員等の関係者の努力により、取り組みが成果を上げたことから、新規感染者数は減少傾向を示したうえで小康状態となり、5月14日には重点的な対策が必要な北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県以外の滋賀県を含む39県が緊急事態宣言の区域から解除された。

令和2年5月14日には、その時点での感染状況の変化等について分析・評価を行い、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行った。

令和2年5月21日には、同様に、分析・評価を行い、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする変更を行

った。

その後、令和 2 年 5 月 25 日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、同日、政府対策本部長は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められることから、法第 32 条第 5 項に基づき、緊急事態解除宣言を行った。

政府は、これまで「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（第 8 回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府緊急対応策第 1 弾」という。）、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第 2 弾—」（第 19 回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府緊急対応策第 2 弾」という。）、「生活不安に対応するための緊急措置」（第 20 回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府緊急措置」という。）を定めてきたが、緊急事態宣言がされたのと同じ日に、「基本的対処方針」（第 27 回政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「政府基本的対処方針」という。）を改正するとともに、新たに「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定。以下、「政府緊急経済対策」という。）を策定した。以降、「基本的対処方針」は第 28 回、第 29 回、第 33 回、第 34 回、第 35 回および第 36 回政府対策本部で改正され、「政府緊急経済対策」については、4 月 20 日の閣議において見直しを行った。

政府は、追加経済対策等を行うための令和 2 年度政府第二次補正予算を 5 月 27 日に閣議決定し、今国会（第 201 回）で成立させる見込みである。

滋賀県は、4 月 16 日の緊急事態措置を行う区域に指定されたことから、21 日に法第 45 条第 1 項および第 24 条第 9 項に基づき、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための滋賀県における緊急事態措置」（以下、「県緊急事態措置」という。）を決定し、5 月 5 日には、政府の緊急事態措置期間延長を受け、「県緊急事態措置」を修正して発表した。5 月 14 日には緊急事態措置を行う区域を解除され、「コロナとのつき合い方 滋賀プラン」（以下「滋賀プラン」という。）を策定し、5 月 29 日には「滋賀プラン」について見直しを行う予定である。

5 月 28 日現在の県内の感染者は 100 名で、4 月 15 日には県内で初めての死者を出す一方、23 日からはホテルピアザびわ湖を軽症者受入施設として運用を開始するなど、医療的対応が進められている。

現在のところ、湖南市内において感染者は確認されていない。

本市では、こうした状況を受け、対策本部を設置するとともに、対応方針を定めることで、新型コロナウイルス感染症から市民の生命と健康を守り、生活や経済への影響を小さくすることに努める。

1 新型コロナウイルス対策の目的および基本的戦略

世界的にまん延し、多くの人々の生命や健康を脅かすとともに、世界経済全体に大きなマイナスの影響を与えている新型コロナウイルスが国内でもまん延し、滋賀県においても感染者が三桁に達した。現在、市内では感染者が確認されていないものの、5 月 7 日に

レムデシベルが重症患者に対する治療薬として特例承認されたとはいえ、ワクチンは未開発であり、再び感染者(患者)が増加し、その発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまう(医療崩壊)恐れがある。本市は、これらのことを念頭に置きながら、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」と「市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを主たる目的とし、国、県、他の市町、関係機関等と連携協力し、民間、市民の協力を得ながら適切な対策を講じる。

2 実施体制等

本市においては、新型コロナウイルスの動向を注視しつつ、1月22日と31日に健康福祉部を中心とした関係課による新型コロナウイルス感染症対策検討会議を、29日には全庁的な幹部職員が出席する新型コロナウイルス感染症対策会議を開催して情報共有と手順の確認を行うとともに、2月19日以降は市長を本部長とする湖南省新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置して警戒を厳にしてきた。

政府対策本部長(内閣総理大臣)により、法第32条第1項に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われたことから、4月16日、本市においても法第34条第1項に定める市町村対策本部として、市対策本部を設置した。また、滋賀県が緊急事態措置の区域に指定されたことから、本市も特定市町村とされた。さらに、5月14日、滋賀県が緊急事態措置の区域を解除されたことから、本市も特定市町村ではなくなり、市対策本部も法定本部から「湖南省新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく本部に移行することとなった。市対策本部では、市内の新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

国等の対応措置や市の独自施策等を、市民や事業所等に対して迅速で実効あるものとして円滑に推進するため、新型コロナウイルス感染症対策総局を新設し、総合企画班、危機管理班、まん延防止・医療対策班、市民生活対策班、地域経済対策班、特別定額給付金対策班を設けた。

3 具体的な対策

(1) 事業者や住民への適切な方法による情報提供・共有

ア. 新型コロナウイルス感染症対策は国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の認識の下に、国、県の方針や民間事業者の動向に関する情報の収集を積極的に行うとともに、再び新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時は、必要に応じて、法第36条第4項の規定に基づく滋賀県対策本部長(知事)等に対する情報提供、法第36条第5項の規定に基づく関係機関に対する報告・資料提出を求める。また、以下のような、市民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や

呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

〔「政府基本的対処方針」三（１）①関係〕

- ・市内における発生状況についての正確な情報提供。
 - ・市民にわかりやすい疫学解析情報の提供（厚生労働省HPリンク等）。
 - ・医療提供体制および検査体制に関するわかりやすい形での情報提供
 - ・「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面という三つの条件が重なる場をいう。）の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
 - ・室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
 - ・「三つの密」がネガティブイメージを持つ場合には、「三つのカン」（換気、閑散、間接）のポジティブイメージの周知。
 - ・感染予防を行う場合にあっては、熱中症の予防に留意することの周知。
 - ・今後、業種ごとに策定が予定されている感染拡大予防ガイドライン等の実践。
 - ・風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
 - ・厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
 - ・感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・従業員および学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・家族以外の多人数での会食を避けること。
 - ・今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、市民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避および買い占めの防止）の呼びかけ。
- イ. 市民、在留外国人、障がい者など、情報が届きにくい人にも配慮し、患者等の人権にも注意しながら、理解しやすい内容で、適切かつできる限り迅速に情報提供を行う。誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信するなど、まん延防止と風評対策につなげる。〔「政府基本的対処方針」三（１）⑦関係〕
- ウ. 「政府基本的対処方針」三の（１）の⑧に基づき、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により市民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行

う。受取手に応じた情報提供のため、市タウンメール、市ホームページを含めた多様な媒体を用いる。

エ. 情報の提供にあたっては、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。この際、患者等の人権に配慮する。

オ. 「政府基本的対処方針」三の（１）の⑩に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、これに準じた対応に努める。

（２）予防・まん延防止対策

予防・まん延防止対策は、医療崩壊を防ぐために不可欠な対策であり、広く事業者や市民の協力が必要とされる。

ア. 滋賀県対策本部長（以下、「県対策本部長」という。）により、再度、感染の拡大傾向が認められる地域として必要に応じて外出自粛要請が行われ、または、催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについての自粛要請等が強く行われた場合、市内事業者等に対して周知を行う。〔「政府基本的対処方針三（３）の１）の②」関係〕
・市民に対し、個人の行動制限「滋賀らしい生活三方よし」（「家」でよし、「外」でよし、「社会（滋賀）」よし）を実践し、外出の際は感染防止対策を徹底すること。また、不要不急の県をまたいだ移動については慎重に行うことを要請。〔「政府基本的対処方針」三の（３）の１）②関係〕〔「滋賀プラン」関係〕

・特に、密閉空間、密集場所、密接場面という３つの条件が重なる場、いわゆる「三つの密」がより濃厚に重なる繁華街での接待を伴う飲食店等について外出自粛を要請。〔「政府基本的対処方針」三の（３）の１）②関係〕〔「滋賀プラン」関係〕

・イベント主催者に対し、収容率が 50%以下のイベント等については、①三つの密（密閉、密集、密接）の回避、②大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等を避ける、③マスクの着用、手洗いの実施、換気等の感染防止対策を行った上で実施可能とする。ただし、収容率が 50%を超えるイベントについては、引き続き開催の自粛を要請する。〔「滋賀プラン」関係〕

イ. 「政府基本的対処方針」三の（３）の8）④に基づき、県対策本部長による総合調整を受けた場合、クラスター対策の抜本強化への協力を検討する。

ウ. 文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等を勘案して、4月9日および27日に開催された臨時総合教育会議で決定された市内全小中学校の臨時休業を4月11日から5月31日まで行った。6月1日からの学校再開（授業の再開）をスムーズに行うための準備として、5月中旬から週1回程度の分散登校を実施した。臨時休業措置期間中は、小学校での預かりを行ったが、保護者に対し、預けることについて、自粛を検討するよう要請した。預かり児

童に感染者が確認された場合は、当該校の預かりを中止することとした。また、市内で感染者が複数発生した場合は、臨時総合教育会議により対応を検討することとした。預かる場合の対象児童は、子の監護に欠ける（日中ひとりで家庭においておくことができない）児童で、1年生から4年生に限定した。5年生、6年生児童でやむを得ず預かりを必要とする場合に限り、学校長の判断により預かりを実施するものとした。5月7日以降の児童預かりについては、感染を防止する観点から給食を実施しなかった。給食センターでの余剰食材の処分については有効に活用した。6月1日からの学校再開については文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～2020.5.22Ver.1」等を参考にした。市内小中学校は、スローガン（新型コロナウイルス感染症により制限される学校生活を3つの「あ」で「乗り越えよう！1集まらない***集まらない集まり方を工夫します！2焦らない***「休校が続いたから」と焦った指導をしません！3明るい笑顔***笑顔あふれる学校づくりを進めます！」）を掲げ、新しい学校生活の具体策について取り組むこととする。認定こども園1号認定の幼児については、6月1日から5日までは午前中登園とし、給食を行わない。6月8日以降は通常保育とする。〔「政府基本的対処方針」三（3）5）①関係〕〔『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について〕令和2年4月7日付け2文科初第57号文部科学事務次官通知

エ. 市立保育園や認定こども園2号、3号認定の乳幼児については、通常通り保育を行う。〔「政府基本的対処方針」三の（3）の5）②関係〕

オ. 市役所においては、引き続き全職員がマスク着用での勤務を継続し、感染防止（執務室の換気、適宜の消毒等）に努める。市役所職員のうち、県外から通勤する職員については、テレワークへの移行を促進するとともに、体制が確立するまでは時差出勤などの措置を推奨する。また、引き続き不特定多数が出席する会議は原則中止または延期する。市役所職員が罹患したときには、「職員感染時等の対応基準」（令和2年3月4日市対策本部決定）に基づき対処する。緊急事態宣言の区域を外れたため、5月15日以降の2交代制のシフト勤務を停止する。

カ. 市三役および市職員は、不特定多数者が集まる地域行事等への参加については、引き続き不参加とする。

キ. 滋賀県の要請に基づく他府県への移動の自粛要請については、社会的距離の重要性の周知とともに、市ホームページやタウンメール等を通じて、市民に対して実践するように促すものとする。〔「滋賀プラン」関係〕

ク. 市民等を対象として開催する事業・イベント等については、参加者を特定した収容率が50%以下の事業・イベント等について、マスクの着用、手洗いの実施、「三つの密」の回避等、感染防止対策を行った上で実施可能とする。〔「滋賀プラン」関係〕

ケ. 委託業者等の市役所訪問等については、感染防止の観点から、市民への影響を最小

限にするため、感染防止措置を依頼するとともに、状況により訪問を避け、郵便等による方法や、説明会の開催方法と時期（延期等）について、委託業者に依頼する。

コ. 社会福祉センター、石部老人福祉センター、石部軽運動場、市民学習交流センター、社会体育施設（体育館、グラウンド、テニスコート等）、野洲川親水公園、共同福祉施設、各まちづくりセンター、各コミュニティセンター、図書館、文化ホール、ふれあいの館等については、定員を縮小するなど徹底した感染予防対策を行ったうえで段階的に業務を再開する。

サ. 指定管理者事業に係る施設については、次のとおりとする。

- ・十二坊温泉ゆらら（プールを除く。）、HAT、石部駅コミュニティハウス、石部田楽茶屋、心の街角サロン石部宿駅については、徹底した感染予防対策を行ったうえで段階的な業務の再開を要請する。（既に再開しているものを除く。）

- ・ここびあの市民産業交流促進施設に係る貸館業務は、定員を縮小するなど徹底した感染予防対策を行ったうえで、6月1日以降再開を要請する。

シ. 不特定多数者が集まる入札については、郵便等による執行を行う。

（3）医療等

ア. 「政府基本的対処方針」三の（4）の①②に伴い、以下のように医療提供体制の確保について検討を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる軽症患者が自宅療養する場合、県対策本部長による家族内感染のリスクを下げるためのホテルなどの一時的な宿泊施設への滞在取組について協力すること。

- ・患者がさらに増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある場合、県対策本部長による帰国者・接触者相談センターの体制強化への協力のあり方について検討すること。

イ. 「政府基本的対処方針」三の（4）の③④⑤に伴い、公立甲賀病院組合を構成する甲賀市と協議し、または本市単独で、以下のように医療提供体制の確保を進める。

- ・新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定について県対策本部長より要請があった場合、公立甲賀病院の一般病床の活用も検討すること。

- ・地方独立行政法人公立甲賀病院における医療従事者、医薬機器・物資・感染防御に必要な資材等の迅速な確保を支援すること。

- ・地方独立行政法人公立甲賀病院がBCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を行うことにより、中期計画の目標達成に困難が生じる見込みがある場合、中期計画の変更につき柔軟に対応することを検討すること。

- ・法第48条に基づき、県対策本部長が臨時の医療施設を開設する場合、必要な支援

を行うこと。

- ・湖南省国保直営診療施設（４診療所）による地域医療の確保を行うこと。また、感染拡大状況に応じて、感染症指定医療機関に相談や外来診療の負荷がかからないよう、医師会等と協議のうえ、発熱外来の設置を検討する。

ウ. 「政府基本的対処方針」三の（４）の⑥に伴い、公立甲賀病院、市内医療機関および高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する措置の周知徹底と、措置が適切に行われているかについての定期的な確認を行う。

- ・公立甲賀病院、市内医療機関および高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が同時に重なる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。

- ・医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

- ・さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止または制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。

- ・医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

エ. 「政府基本的対処方針」三の（４）の⑧に伴い、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。

- ・公立甲賀病院組合を構成する甲賀市と連携し、地方独立行政法人公立甲賀病院において、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。

- ・保健センターでは、法令に基づく健康診断および予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

オ. 甲賀広域行政組合を構成する甲賀市と連携し、甲賀広域消防本部で行う救急搬送につき、職員の感染防止に努める。

（４）市民生活の安定

１）多重災害時の対応

大規模地震や風水害等、多重災害発生時の避難場所の施設利用については、感染防止対策、特に「三つの密」の回避等の対策を実施する。５月２８日に出水期を前にし

た災害対策本部の初動対応訓練を行うとともに、6月14日には、市役所職員と地域の役員を対象として、新型インフルエンザ等感染症脅威下における避難所運営訓練を実施する。

2) 特別定額給付金

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があり、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならぬ」ため、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う「特別定額給付金」については、全国民に対して一律に1人10万円を支給することとされたことから、4月30日の国会における政府補正予算の成立、5月1日の議会臨時会における補正予算の審議決定を受け、4月27日に設置した総務部特別定額給付金室により、システム改修や印刷・郵送等について速やかに事務を行ってきた。オンライン申請については5月2日から受け付けを、5月7日から支給をそれぞれ開始したが、一定の目的を達成したことから、5月25日午前0時に受付を終了した。郵送申請については申請書を5月7日から申請権者に対して発送し、支給を5月15日から開始し、22日、26日は支給終了、事後、29日、6月2日、4日、9日、12日、16日、19日（予定、以降調整中）に支給を行い、引き続き市民に対する1日も早い支給につなげる。なお、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている事例その他個別に配慮を要する事例については、関係各機関と十分な連携を行いながら取り組むものとする。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4関係〕

3) 子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯に関して、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給することとされていることから、6月9日（火）に支払いできるよう速やかに事務を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4関係〕

4) 税等の徴収猶予

ア. 国の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について検討を行う。〔「政府緊急措置」（4）関係〕〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 5関係〕

イ. 国の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、国民健康保険、後期高齢者医療制度および介護保険の保険料（税）の徴収の減免や猶予等を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4関係〕

ウ. 国の要請を受けて、公共料金（上水道・下水道）の支払が困難な事情がある者に対

しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等について検討を行う。〔「政府緊急措置」(2) 関係〕

5) 住居確保給付金

就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人、または休業等に伴う収入の減少により、住居を喪失するおそれのある人を対象として家賃(単身世帯の上限 35,000 円)を支給するとともに、住民生活相談室(電話：71-2370)とチャンスワークこなんによる就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4 関係〕

6) 窓口業務

ア. 感染防止措置(定期的な執務室の換気、待合いにおける社会的距離の確保や窓口での飛沫感染防止用パーテーションの設置、マスク着用や消毒液配置、啓発看板の設置等)を行った上で、通常通りとする。

イ. 感染状況により対応職員の制限や受付場所の設定を検討する。

ウ. 東庁舎と西庁舎の運用のあり方についても検討する。

7) 市内循環バス(めぐるくん)

滋賀バスが運行する市内循環バス(めぐるくん)については、6月1日以降通常運行とし、車内の定期的な消毒と換気を行うとともに、運転手と乗客の間に仕切りを設置する。県立学校等の休業措置に伴う通学定期券の払戻し措置は継続する。

8) 市立保育園等

保育園、認定こども園(2号、3号認定の乳幼児)、学童保育所における保育は、感染防止措置を行ったうえで、通常通りとする。

9) 子ども家庭総合センター等

ア. 子育て支援センター、児童館は、6月1日より通常通りとする

イ. 子ども家庭総合センターは、通常通りとする。

10) 地域の通いの場等

ア. 地域の通いの場等については、高齢者や基礎疾患のある人を始めさまざまな人が集まることから、感染リスクについて十分に考慮し最大限の感染予防対策を講じて行うこととする。

イ. 高齢者に対するフレイル対策を適切に講じる。

11) 国民健康保険

ア. 国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給

給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、または感染が疑われる症状を発症したことにより労務に服することができず、給与等が受けられなかった場合に、傷病手当金を支給する。また、後期高齢者医療の被保険者について、後期高齢者医療広域連合から同様の傷病手当金が支給されるため、市が申請書の提出の受付を行う。〔「政府緊急経済

対策」第2章Ⅱ. 4 関係]

イ. 国の国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が一定程度の減少が見込まれる世帯に、国民健康保険税を全額または減免割合に応じ一部免除する。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 4 関係〕

ウ. 市の国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で社会情勢や経済状況が悪化している中、市民生活の経済的困窮に対する市の支援策として、国民健康保険税6月分・7月分（2/12か月相当額）を減免とする。

12) 各種検診等

保健センターでは、法令に基づく各種集団検診については延期し、乳幼児健診については適切な感染対策の下、実施する。予防接種においては適切な感染対策の下、医療機関で実施する(再掲)。

13) 市営住宅への入居

解雇・雇用止めにより住居の退去を余儀なくされた者に対し、入居の受け入れを行う。

14) 浄苑

ア. 浄苑の運用は通常通りとする。

イ. 参列者の「三つの密」を回避し、換気を徹底する。

15) 外国人の在留資格取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、変更された在留資格の取扱いについて市内外国人に周知するとともに、必要な支援を行う。

16) 水の安定供給

水道事業者である本市は、緊急事態宣言時において水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講ずる。

また、新型コロナウイルス感染症が市民生活と経済活動に多大な影響をもたらしていることから、その対策として6月の検針から9月の検針までの4ヶ月間、一般家庭の水道料金を無料とする。

(5) 経済・雇用対策

1) 経済対策

ア. 市独自の対策として、令和元年度末までに申込んだ市内の中小事業者に対する信用保証料の助成ならびにセーフティネット保証により金融機関から融資を受けた事業者に対する3年間の利子補給を行う。

イ. 経営に悪影響が生じている市内の中小企業から県信用保証協会によるセーフティネット保証4号・5号等の認定申請を受けたとき、迅速に認定処理を行い、保証付き

融資の円滑化を行う。その他国や県の支援策の利用促進について積極的に周知および支援を行う。〔「政府緊急対応策第1弾」2.（4）関係〕〔「政府緊急対応策第2弾」2.（3）関係〕

ウ. 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金である「持続化給付金」等の新たな支援策についての周知に努め、必要とされる事業者の利用を促す。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 3関係〕

エ. 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税を対象に、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予する。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 5関係〕

オ. 中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する設備や建物等の令和3年度の固定資産税を、収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2に軽減する。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 5関係〕

カ. 中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備について投資後3年間固定資産税が免除される特例の適用対象に、事業用家屋と構築物（門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など）を追加する。あわせて、令和3年3月末までとなっている適用期限を2年間延長する。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 5関係〕

キ. 議会全会派による要望を受け、個人事業者等の経営基盤の安定を図り、ポスト新型コロナウイルス社会において分断されていた地域経済をリスタートできるように事業者を応援し、事業者と消費者のニーズである支え合いを図り、地域内経済の循環と活性化を目指し、市内全事業者に対して一律10万円（飲食業・観光業においては15万円）の臨時給付金による支援を行う予定である。〔令和2年5月12日「新型コロナウイルス感染症対策として市内企業への支援策を求める要望書」〕

2) 雇用対策

雇用調整助成金の特例措置による申請や外国人労働者、事業主、非正規雇用労働者、就職支援または住居・生活支援を必要とする求職者等に関する相談について、窓口として公共職業安定所（ハローワーク）を紹介する等の国の支援を行う。とりわけ、申請事務に困難を生じている雇用調整助成金については、湖南省商工会に委託して社会保険労務士による申請事務についての相談会を開催するなどし、雇用主による雇用が円滑に継続されるための雇用支援を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅱ. 1関係〕

(6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮等

ア. 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、市民への普及啓発等、必要な取組を実施する。〔「政府基本的対処方針」三（6）1〕

④関係]

- イ. 「政府基本的対処方針」三の(6)の1)の⑥に伴い、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者に対して、見守り(家庭訪問)等を行う。

2) 物資・資材等の供給

マスク、個人防護具や消毒薬等を政府が確保し、依頼があった場合、必要な医療機関や介護施設等に優先配布する支援を行うとともに、それでも不足する関係機関からのマスク等の提供依頼に基づき、在庫数を勘案しながら必要な貸与を行う。また、市民から寄付のあったマスクについて妊婦に配布するほか、小中学校においては、政府が買い上げた布製マスクについて、児童生徒および教職員に1人あたり2枚ずつ配布する。〔「政府基本的対処方針」三(6)2)①関係〕〔「政府緊急経済対策」第2章I. 1 関係〕〔「学校に対する布製マスクの配布について」令和2年4月10日付 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡〕

3) 関係機関との連携の推進

- ア. 対策の推進に当たって必要な意見を政府対策本部長ならびに県対策本部長に伝えながら進める。〔「政府基本的対処方針」三(6)3)②関係〕
- イ. 本基本的対応方針の実施に当たっては、健康福祉担当部局のみならず、危機管理担当部局等も含め、すべての部局が協力して対策にあたる。〔「政府基本的対処方針」三(6)3)③関係〕

4) 社会機能の維持

- ア. 職員の感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者または濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる(再掲:「職員感染時等の対応基準」令和2年3月4日市対策本部決定参照)。特にテレビ会議およびテレワークの活用を努める。〔「政府基本的対処方針」三(6)4)①関係〕
- イ. こなんウルトラパワー株式会社による電力供給、湖南市上下水道事業所による上下水道提供、滋賀バスによるコミュニティバス路線の維持(再掲)等を通して、市民生活および市内経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。〔「政府基本的対処方針」三(6)4)②関係〕

5) 財政的措置

- ア. リーマン・ショックを超える影響が見込まれることから、かなりの規模での税収減が想定される。今回の新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える影響の大きさを勘案し、リーマン・ショック時を参考にして、本市が被る財政上のインパクトについて試算を行う。
- イ. 令和2年4月7日および20日に閣議決定された「政府緊急経済対策」に盛り込まれた諸施策について、関係部局において精査を行うとともに、本市として活用できる財源を洗い出し、早急に施策としての組み立てを行う。とりわけ、新たに創設される

「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」の活用については、経済対策の原資とするとともに、税収減により対応が難しくなる事業を継続することで市民生活の安定や市内経済への貢献を行うことを目的に、可能な限り活用できるように工夫を行う。〔「政府緊急経済対策」第2章Ⅲ. 2関係〕

ウ. 緊急に必要とされる経費については、令和2年度一般会計予算から予備費を充当する。

エ. 「政府緊急経済対策」等に伴う経費等については、補正予算を編成し、議会を招集する暇がないときは長による専決処分により、議会を招集する暇がある場合は臨時会もしくは6月定例会において審議、決定を受ける。

6) 状況の推移に伴う対応

本市で新型コロナウイルス感染者が確認されたとき、その他必要に応じて、この基本的対応方針を見直すとともに、国の「緊急経済対策」等の内容を注視し、交付金を活用しながら、機動的かつ効果的に対応を行うものとする。